②個人型年金の記録について

- 主に公的年金または企業年金等とiDeCoの登録情報に相違があった場合に、加入者へiDeCoの掛金が停止される旨を通知します。
- 赤枠の「理由」欄をご確認のうえ、次ページ「手続きに関するご案内」の「２．対応方法について」をご参照し、必要な手続きを行ってください。
- 「みずほのiDeCo」の登録内容を変更する場合は「加入後の各種お手続き」よりお手続きください。

（イメージ）

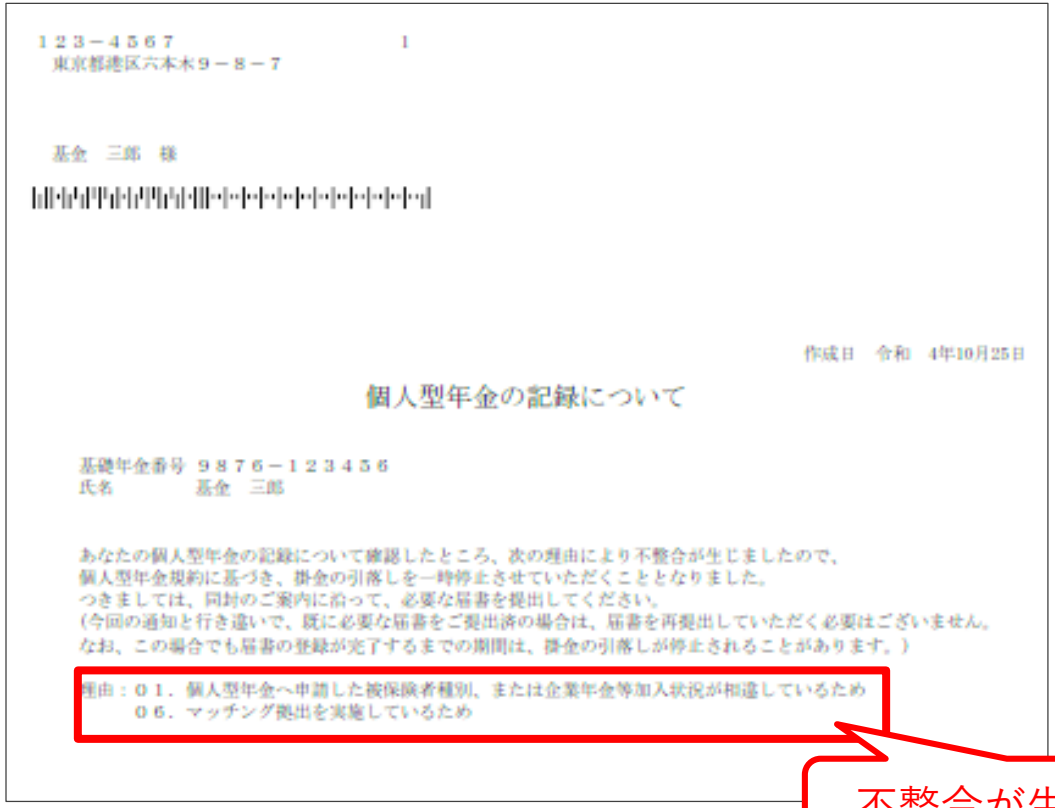

１２３－４５６７　　１
東京都港区六本木９－８－７

基金　三郎　様

作成日　令和　4年10月25日

個人型年金の記録について

基礎年金番号　９８７６－１２３４５６
氏名　　基金　三郎

あなたの個人型年金の記録について確認したところ、次の理由により不整合が生じましたので、
個人型年金規約に基づき、掛金の引落しを一時停止させていただくこととなりました。
つきましては、同封のご案内に沿って、必要な届書を提出してください。
（今回の通知と行き違いで、既に必要な届書をご提出済の場合は、届書を再提出していただく必要はございません。
なお、この場合でも届書の登録が完了するまでの期間は、掛金の引落しが停止されることがあります。）

理由：０１．個人型年金へ申請した被保険者種別、または企業年金等加入状況が相違しているため
　　０６．マッチング拠出を実施しているため

不整合が生じた理由

主な相違の項目

- 被保険者種別
- 企業型DCの掛金拠出状況

以下の場合も加入不可

- 企業型DCでマッチング拠出や年単位拠出を利用している

© 2024 Mizuho Bank, Ltd.

手続きに関するご案内

（「個人型年金の記録について」を受け取られた方へ）

この通知文書が送付された加入者さま向けに分かりやすく動画で解説をしていますので、詳しくはこちらのQRコードより動画をご覧ください。

https://www.ideco-koushiki.jp/dummy_news/

１．この通知書について

・iDeCo加入者さまの加入者資格と拠出限度額を管理するため、iDeCo、日本年金機構及び企業年金プラットフォーム(企業年金PF)に登録された加入者情報を毎月照合する仕組みを導入しています。
・上記の照合結果が一致しなかったため、iDeCoの掛金の拠出を一時停止させていただきました。

２．対応方法について

・「個人型年金の記録について」（通知書）の理由欄の番号ごとの対応方法は以下のとおりです。ご確認いただき、必要な手続きを行ってください。
・iDeCo情報のみならず、お勤め先等が登録した企業年金PFの情報や日本年金機構での情報更新のタイミング等により、正しい照合ができない場合も考えられます。その場合、お勤め先や年金事務所等で登録されている情報を確認してください。なお、加入者情報の照合は、基礎年金番号・生年月日・性別により行っています。

01.個人型年金へ申請した被保険者種別または企業年金等加入状況が相違しているため

・日本年金機構との記録突合により、被保険者種別・共済種別（勤務先での企業年金制度等の加入状況）が不整合となっています。正しい情報にて、運営管理機関あてに変更の届出を行ってください。
・離・転職などにより、iDeCoの変更届が完了した場合でも、事業所や日本年金機構の事務処理のタイムラグが生じている可能性があります。その場合、お勤め先や年金事務所における変更手続きの状況を確認後、運営管理機関へ「加入者掛金引落再開依頼書」(K-026)を提出してください。

被保険者区分	変更の届出書
第１号被保険者	「加入者被保険者種別変更届(第１号被保険者用)」(K-010A)
第２号被保険者	「加入者登録情報変更届(第２号被保険者用)」(K-032) (事業主払込の場合)「事業主払込(登録・納付方法変更等)に関する証明書」(K-109A・B)
第３号被保険者	「加入者被保険者種別変更届(第３号被保険者用)」(K-010C)
任意加入被保険者	「加入者被保険者種別変更届(任意加入被保険者用)」(K-010D)

02.国民年金の被保険者記録が保険料免除該当となっているため

・日本年金機構との記録突合により、国民年金法に基づく国民年金保険料の免除、又は納付猶予が設定されています。国民年金の申請免除や生活保護受給中の方は、iDeCoへの加入（掛金の拠出）はできませんので、運営管理機関へ「加入者資格喪失届」(K-015)を提出してください。

03.国民年金の被保険者記録が死亡扱いとなっているため

・ご遺族の方におかれては、運営管理機関へ「加入者等死亡届」(K-014)を提出してください。
・日本年金機構の記録を訂正される場合は、年金事務所にてお手続きのうえ、運営管理機関にご連絡ください。

(裏面に続く)

04.個人型年金へ申請した生年月日が相違しているため

・日本年金機構との記録突合により、生年月日が不整合となっています。生年月日を確認してください。
・iDeCoの登録情報を変更する場合は、運営管理機関へ「個人情報開示等請求書」を提出してください。その際、生年月日を明らかにする書類を添付してください。

05.個人型年金の掛金額が拠出限度額を超えているため

・日本年金機構との記録突合により、国民年金の付加保険料を納付していると登録されているため、拠出限度額を超過しています。
・iDeCo掛金の拠出を継続するためには、以下よりご希望の対応を選択し、お手続きください。

①iDeCo掛金を引き下げる。	運営管理機関あてに「加入者掛金額変更届(第１号被保険者用)付加保険料納付等に関する届」(K-009A)または「加入者掛金額変更届(任意加入被保険者用)付加保険料納付等に関する届」(K-009D)を提出してください。
②付加保険料の納付を中止する。	年金事務所にて、納付中止手続きを実施ください。納付中止手続き後、運営管理機関あてに「加入者掛金引落再開依頼書」(K-026)を提出してください。

（参考）iDeCoの拠出限度額（第１号被保険者または任意加入被保険者の方）
68,000円－国民年金付加保険料

06.マッチング拠出を実施しているため

・企業年金の記録において、企業型DCでマッチング拠出が設定されています。
・企業型DCのマッチング拠出とiDeCo拠出の併用はできませんので、以下よりご希望の対応を選択し、お手続きください。

①マッチング拠出を継続する。	運営管理機関あてに「加入者資格喪失届」(K-015)を提出してください。iDeCoから企業型DCへ資産を移換する場合、iDeCoの喪失手続き完了後、お勤め先の企業型DCのご担当（人事・労務のご担当等）へ連絡し、必要な手続きを行ってください。
②iDeCo拠出を継続する。	マッチング拠出を中止する必要がありますので、お勤め先の企業型DCのご担当（人事・労務のご担当等）へお問い合わせください。

07.企業年金掛金が年単位化拠出であるため

・企業年金の記録において、企業型DCで月別指定(年単位)拠出が設定されています。
・企業型DCの月別指定拠出とiDeCo拠出の併用はできませんので、運営管理機関あてに「加入者資格喪失届」(K-015)を提出してください。
※ 企業型DCの月別指定拠出についてご不明な点がある場合は、お勤め先の企業型DCのご担当（人事・労務のご担当等）にご相談ください。
・iDeCoから企業型DCへ資産を移換する場合、iDeCoの喪失手続きが完了後にお勤め先の企業型DCのご担当（人事・労務のご担当等）へ連絡し、必要な手続きを行ってください。